

就学援助費に係る

「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給のお知らせ

大竹市では、学用品費や学校給食費など、学校にかかる費用の援助（就学援助）を行っています。

この援助のうち、「新入学児童生徒学用品費等」について、令和7年4月に大竹市立小中学校に入学予定のお子様の保護者の方で、就学援助に認定された方を対象に、この費用のみ、入学前（3月中旬頃）に支給します。

つきましては、下記事項及び別紙「令和7年度就学援助制度のお知らせ」をご確認ください。

1 「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給を受けることができる方

次の①～②のすべてに該当する方

- ① 申請日以降大竹市に在住し、令和7年4月に大竹市立小中学校に入学予定のお子様の保護者
- ② 就学援助費の支給の対象となる保護者

別紙「令和7年度就学援助制度のお知らせ 1 対象となる方」をご確認ください。

ご注意 ※以下に該当する場合は、入学前支給の対象となりません。

- 入学前に市外へ転出される可能性がある場合
・転出されなかった場合、入学後に支給します。
- お子様が令和7年4月に大竹市立小中学校に入学されない場合
・国・県・私立等、大竹市立小中学校以外への入学は対象となりません。
- 令和7年3月時点で、生活保護を受けている場合

2 申請手続き

令和7年1月6日（月）から受付を開始します。別紙「令和7年度就学援助申請書（兼世帯票）」に必要事項を記入し、証明書類を添えて、教育委員会又は就学（予定）先の学校へ提出してください。証明書類の提出が難しい場合は、教育委員会へお問い合わせください。

3 支給予定額 ※令和6年度の金額です。変更する可能性がありますのでご注意ください。

- ・小学校入学予定のお子様（1人）・・・57,060円
- ・中学校入学予定のお子様（1人）・・・63,000円

4 支給予定日

令和7年3月19日（水）（変更の可能性有り）

※令和7年2月7日（金）までに申請書を提出された場合の支給予定日です。それ以降は、随時、市の定期振込日に支給します。なお、令和7年5月以降に申請された場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

※保護者の方の口座へ直接振り込みます。

お問い合わせ先 大竹市教育委員会総務学事課教育指導係
電話：（0827）59-2185（直通です）